

支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十六条第一項第二号の規定により当該特定知的障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十五条の三（第三項を除く。）及び旧法第十六条第三項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十六条第一項第二号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二第五項に規定する障害児相談支援事業（以下この条において「障害児相談支援事業」という。）を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項第二号に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定によ

る届出（以下この条において「相談事業に係る届出」という。）をしているものは、新法第三十四条の三第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に障害児相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に障害児相談支援事業を開始したものが、施行日において、相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該障害児相談支援事業を開始した日から一月間は、新法第三十四条の三第一項の規定による届出をしないで、当該障害児相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができる。

3 この法律の施行の際現に障害児相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に相談事業に係る届出に関し届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第三十四条の三第二項の規定による届出をしないで、当該障害児相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第二十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第九条の規定による改正前の児童福祉法（次項において「旧法」という。）第二十二條の規定により助産施設に入所している妊産婦は、第九条の規定に

よる改正後の児童福祉法（次項において「新法」という。）第二十二條第一項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（次項において「都道府県等」という。）が助産施設において助産を行っている妊産婦とみなす。

2 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十三條の規定により母子生活支援施設に入所している保護者及び児童は、新法第二十三條第一項の規定により都道府県等が母子生活支援施設において保護を行っている保護者及び児童とみなす。

第二十二條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行前に行われた第十條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の十（第四項を除く。）に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 第十一條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五條までにおいて「旧法」という。）第二條第六項に規定する共済契約者（附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に同項に規定する共済契約者である者に限る。）であつて社会福祉法人以外のもの及び

同号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつて退職手当共済契約の申込みをした社会福祉法人以外の者（当該退職手当共済契約の締結を拒絶された者及び当該退職手当共済契約を解除された者を除く。）については、第十一条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新法」という。）第二条第四項に規定する経営者とみなして、新法の規定（新法第二条第三項に規定する申出施設等に係る部分を除く。）を適用する。この場合において、新法第六条第三項中「共済契約者の代表者」とあるのは「共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）」と、新法第二十九条中「代理人」とあるのは「又は法人若しくは人の代理人」と、「その法人」とあるのは「その法人又は人」とする。

2 旧法第二条第六項に規定する共済契約者であつて社会福祉法人以外のものに使用される同条第七項に規定する被共済職員（以下「旧被共済職員」という。）であつた者は、新法第二十四条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定の適用については、被共済職員であつた者とみなし、その者が旧法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて旧法第二条第五項に規定する退職手当共済契約が解除されたことにより旧被共済職員でなくなつた者である場合における新法第十一条第六項の規定

の適用については、その者は、旧被共済職員であつた期間について被共済職員であつた者とみなし、当該退職手当共済契約が解除された日は、その者が被共済職員でなくなつた日とみなす。

第二十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、新法の規定によつてしたものとみなす。

第二十五条 新法第八条から第九条の二まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧法第八条、第九条及び第十一条の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新法第八条から第九条の二まで及び第十一条並びに附則第二項及び第三項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に旧法第二条第七項に規定する被共済職員であつた

者が、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した場合

二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧法第二条第七項に規定する被共済職員でなくなった者で同日以後にさらに新法第二条第九項に規定する被共済職員となったものが、同日以後に退職し、かつ、新法第十一条第六項又は第七項の規定により同日前の被共済職員期間と同日以後の被共済職員期間とが合算される場合

(公益質屋法の廃止に伴う経過措置)

第二十六条 第十四条の規定による廃止前の公益質屋法(次項において「旧公益質屋法」という。)は、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約について、この法律の施行後もなおその効力を有する。

2 旧公益質屋法第十五条第一項(質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第二十条から第二十四条までの規定を準用する部分に限る。)の規定は、前項に規定する質契約に関する業務が終了するまでの間、この法律の施行後もなおその効力を有する。

(施行のために必要な準備)

第二十七条 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

一 第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十七条の五の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十七条の十一の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十七条の十七の規定による同法第十七条の四第一項の指定の手続、同法第十七条の二十四の規定による同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為

二 第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の六の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の五第一項の指定の手続、同法第十五条の二十四の規定による同法第十五条の十一第一項の指定の手続その他の行為

三 第十条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第二十一条の十七の規定による同法第二十一条の十第一項の指定の手続その他の行為

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法等の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十三条第一号(タ)

二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第十条第一項第四号

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十七条第三項及び

第五十条の三第二項

四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条第二十三号

五 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十五条及び附則第七項

六 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第六条第一項第一号タ

七 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第九条の十二第一項、第十八



条第七号八及び第八十二条

八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十七条

九 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表社会福祉法人の項

十 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表社会福祉法人の項

十一 地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第六号

十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三十八条第一項

十三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十一条第三項第四号

十四 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第二百

六条のうち児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の改正規定

十五 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七条第一項第四号

（地方自治法の一部改正）

第三十一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を

「社会福祉法第五十八条第二項」に改め、同表社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第四十一条第二項、第四十四条第四項及び第四十七条第三項」を「第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項」に、「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第五十六条の二第二項」を「第五十九条第二項」に、「第四十四条第一項第六号」を「第四十六条第一項第六号」に、「第四十七条第二項、第五十四条第一項」を「第四十九条第二項、第五十六条第一項」に、「第五十六条第四項」を「第五十四条第三項」を「第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十二条、第一百十九条、第四十五条」に、「第五十三条」を「第五十五条」に、「が第五十六条第二項」を「が第五十八条第二項」に、「第五十四条第五項」を「第五十六条第五項」に改める。

第三十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項中「第一百十二条、第一百十九条」を「第一百四十一条、第一百二十一条」に改める。